

放課後等の体験・遊び・居場所づくり事業：講師登録制度実施要綱

（趣旨・目的）

第1条 すべての子どもが自分の居場所を持ち、自分らしく健やかに成長することを目指し、体験活動や自由な遊びの場等、多種多様な居場所づくりとして、「放課後等の体験・遊び・居場所づくり事業」を実施するにあたり、居場所や、様々な学び、体験機会の充実などを推進する企業、大学等の教育機関、各種団体等を、体験プログラム講師として登録し、子どもたちの体験活動の機会等を充実させることを目的とする。

（対象）

第2条 対象は、福岡市の子どもの居場所や、様々な学び、体験機会の充実に向けた活動を福岡市内で行う意欲のある企業、大学等の教育機関、各種団体、個人事業主、個人（以下、「事業者等」という。）とする。

（登録の要件）

第3条 登録に当たっては、次の各号を満たすことを要件とする。

- (1) 事業の趣旨・目的に賛同し、共に取り組む意思のあること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中、又は手続開始の申し立てがある者でないこと。
- (3) 悪質な行為などにより本市の指名停止期間中の者や、その他の行政指導を受け改善がなされていない者でないこと。
- (4) 「放課後等の体験・遊び・居場所づくり事業」との連携のため、市が放課後等の体験・遊び・居場所づくり事業運営事業者（以下、「運営事業者」という。）に登録内容を共有することに同意すること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の対象としない。

- (1) 代表者又は役員が次のいずれかに該当する者
 - ア 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）
 - イ 福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業を行う者
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業を行う者
- (4) 子どもの健全な成長を阻害する可能性のある商品やサービス等にかかる事業を行う者
- (5) 前3号に掲げるもののほか、申請事業者等又はその代表者若しくは役員の状況その他の事情から判断して、登録をすることが社会通念に照らし不相当と認められる事由がある者

（体験活動等の登録）

第4条 体験活動プログラムは、その主旨や内容に応じ、次のとおり区分する。

- (1) 継続プログラム
継続的（概ね4回以上）に提供するプログラムであり、子どもたちが継続して参加することで、興味関心を深めたり、知識の習得、技術の向上を目指すことも可能なもの。
- (2) 短期プログラム
短期（概ね1回から3回程度）で提供するプログラムであり、子どもたちの興味関心を広げ、新たな体験との出会いのきっかけとなるもの。

（登録の申請）

第 5 条 登録を希望する事業者等は、市ホームページの申請フォームから市に申請すること。

（登録）

第 6 条 市は、第 5 条の規定による申請がなされた場合において、当該事業者等が第 3 条に定める要件を満たし、その申請の内容について、適合すると認めるときは、当該事業者等を登録するものとする。

2 市は、必要に応じて、事業者等に対し、申請内容にかかる相談や確認を行う。

3 登録は、登録事業者等の能力、資格、適性その他の事項について、市が保証、認定又は推薦するものではない。

（登録の辞退）

第 7 条 第 6 条の規定による登録がなされた事業者等（以下、「登録事業者等」という。）は、登録の廃止、廃業等の場合においては、速やかに市に辞退を申し出なければならない。

（登録の変更）

第 8 条 登録事業者等は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第 9 条 市は、次の各号に定める事由に該当すると判断した場合は、登録を取り消すことができる。

（1）登録事業者等が登録の要件を満たさないことが明らかになったとき

（2）法令や公序良俗に反する行為をしたと認められたとき

（3）その他、登録事業者等として適当でないと認められるとき

2 市は、登録事業者等からの廃業等による辞退の申し出がない場合においても、その事実関係を確認できた場合は、当該登録事業者等の登録取り消しを行うことができる。

（市の役割）

第 10 条 市は、第 6 条に定める事業者等の情報の登録を行い、運営事業者に共有し、登録事業者等の放課後等の体験・遊び・居場所づくり事業での体験プログラム提供を促進する。

2 市は、登録事業者等と運営事業者の間において生じる権利義務関係その他当事者間において生じる事項について責任を負わない。

（運営事業者の役割）

第 11 条 運営事業者は、登録事業者等の選定、実施条件の決定、契約その他実施に必要な調整等を自らの責任において行うものとする。

（登録事業者等の役割）

第 12 条 登録事業者等は、運営事業者の依頼に基づき、放課後等の体験・遊び・居場所づくり事業において、子どもたちに体験プログラムを提供する。

（営利活動の禁止）

第 13 条 登録事業者等は、体験プログラムの提供にあたり、商品・サービスに関する営業活動などの営利活動を行ってはならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、実施について必要な事項は市が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。